

トラック輸送における長時間労働の実態調査 概要

①調査の目的等

- 本調査は、トラック輸送における労働時間の内訳、手待ち時間の詳細、荷役の契約の有無など、長時間労働の実態及び原因を明らかにし、今後の取引慣行の改善など、労働時間短縮のための対策検討に資することを目的とし、**厚生労働省、国土交通省が共同して実施**する。
- 今後、対策を検討・推進していく上で、本調査による正確な実態把握が何よりも重要となることから、円滑かつ正確な情報収集に向けて、調査において報告されたデータ等は統計的に処理し、**運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用しない旨を周知**。

②調査対象者

- ・地方トラック協会(47協会)の会員事業者で**各都道府県20社以上の事業者から100ドライバー分を回収**することを基本とし、東京・愛知・大阪・北海道は30社以上の事業者から150ドライバー分を回収予定

③調査内容

ドライバーに下記の各業務に掛かった時間等を記入して頂き、1日の労働時間、業務内容について把握する。(運転日報をより詳しくした調査票をイメージ。**9月の1週間(9/14(月)～9/20(日)の7日間)分を調査対象期間とする。**)

併せて、トラック事業者の属性(保有車両数、ドライバー数、荷主企業との状況等)についても把握し、全国及び各都道府県において傾向を分析する。

- ①始業時間、始業点呼、日常点検、乗務前点呼
- ②発荷主側での手待ち(対象荷主名、手待ちの内容)
- ③発荷主側での荷役(その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法(手荷役、フォーク等)、荷役に対する書面化及び料金収受の有無)
- ④運転時間(一般道路、高速道路(高速料金の支払いの有無)の別)
- ⑤着荷主側での手待ち(対象荷主名、手待ちの内容)
- ⑥着荷主側での荷役(その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法(手荷役、フォーク等)、荷役に対する書面化及び料金収受の有無)
- ⑦終業後の作業、乗務後点呼、終業時間 等

④調査スケジュール

平成27年7月 調査票等を確定

8月 地方トラック協会を経由して対象事業者へ調査票一式を配布

9月 調査実施、調査票の提出

平成27年10～12月 調査票の集計・分析

平成28年1月 中央協議会に結果報告

2～3月 都道府県協議会に結果報告

トラック輸送状況の実態調査票

厚生労働省
国土交通省

【ご記入に当たって】本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、実態を正確にご記入下さい。

年齢： 歳	性別： 1. 男・ 2. 女	使用車両： 1. 大型(車両総重量11t以上)・ 2. 中型(車両総重量5t以上11t未満)・ 3. 普通(車両総重量5t未満)・ 4. トレーラ				
1日目： 9月14日(月)	始業時間 9月 日 :	終業時間 9月 日 :	走行距離 km	集配箇所数	カ所	実車距離 km

時間項目	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	始業から終業までの時間の合計
点検・点呼等																										点検等 :
運転時間																										運転(一般) :
※2 高速道路																										運転(高速) :
手待ち時間 ※3 (A～Cは中央下の例を参考にしてください)																										手待A :
A. 荷主都合																										手待B :
B. ドライバーの自主的な行動																										手待C :
C. その他時間調整等																										荷役 :
荷役時間																										付帯作業 :
上記及び休憩時間以外の その他付帯作業等																										休憩 :
休憩時間																										拘束 :

※1：荷役等の作業した荷主毎に上の欄に①からの荷主番号を振り、その荷主の状況を別途下欄に記入して下さい。記載例を参考にして下さい。

※1：上記の荷主番号の荷主名をご記入いただき、その荷主の状況をそれぞれ下段の選択肢から番号を1つ選んでご記入下さい。なお、ドライバーご自身でわからない場合は、「運行管理者」や「配車担当者」に確認して、記入して下さい。

荷主番号	荷主名 (具体的な名称を可能な範囲で記入して下さい)	輸送品目	発荷主/着荷主 ※発・着両方の場合、右の設問は「兼」の状況についてご記入下さい。	時間指定の有無	荷役の内容	荷役の方法	荷主あるいは元請との間での荷役に対する書面化等の有無	荷役料金の収受の有無	※2 高速道路を利用した場合、料金収受の有無	その他付帯作業等の内容 【この設問のみ複数回答可】 (下記の選択肢にない場合は具体的に記入して下さい)
①										
②										
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										

※上記の荷主が10カ所を超える場合は、予備の調査票を利用して記載して下さい。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1. 米・麦・穀物 | 16. 紙・パルプ |
| 2. 生鮮食品 | 17. 糸・反物などの繊維素材 |
| 3. 加工食品 | 18. 衣服・布団などの繊維製品 |
| 4. 飲料・酒 | 19. 日用品 |
| 5. 原木・材木等の林産品 | 20. 書籍・印刷物 |
| 6. 鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品 | 21. プラスチック性部品・加工品、ゴム性部品・加工品 |
| 7. 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 | 22. 機械ユニット・半製品 |
| 8. 鋼材・建材などの建築・建設用金属製品 | 23. 精密機械・生産用機械・業務用機械 |
| 9. 壁紙・タイルなど住宅用資材 | 24. 家電・民生用機械 |
| 10. 金属部品・金属加工品(半製品) | 25. 完成自動車・オートバイ |
| 11. セメント・コンクリート・コンクリート製品 | 26. 再生资源・スクラップ |
| 12. ガソリン・軽油など石油石炭製品 | 27. 廃棄物 |
| 13. 合成樹脂・塗料など化学性原料 | 28. 宅配便・特積み貨物 |
| 14. 医薬品 | 29. 空容器・返送資材 |
| 15. その他の化学製品 | 30. その他 |

- | | |
|----------|---------------|
| 1. 発荷主 | 1. 積み込み |
| 2. 着荷主 | 2. 荷卸し |
| 3. 発・着両方 | 3. 積み込み・荷卸し両方 |
1. 時間指定あり
2. 午前・午後の指定あり
3. 時間指定なし

- | |
|----------------------------|
| 1. 手荷役 |
| 2. バレット崩し手荷役 |
| 3. フォークリフト荷役
(ドライバーが作業) |
| 4. フォークリフト荷役
(荷主側が作業) |
| 5. ロール・ヤス荷役 |
| 6. その他 |

- | |
|------------|
| 1. 書面化している |
| 2. 口頭で依頼 |
| 3. 事前連絡なし |

- | |
|-------------------|
| 1. 運賃に含んで収受している |
| 2. 運賃とは別に実費収受している |
| 3. 収受していない |

- | |
|-----------------|
| 1. 搬入れ |
| 2. 保管場所までの横持ち運搬 |
| 3. 資材、廃材等の回収 |
| 4. 商品仕分け |
| 5. 検品 |
| 6. 納品場所の整理 |
| 7. ラベル貼り |

※3：手待ち時間の分類

- A. 荷主都合：集荷・配送の際に卸す車両の順番待ちやバス待ち、荷物が整わないための待ち時間、帰り荷までの待ち時間等、荷主の都合で発生する手待ち時間
- B. ドライバーの自主的な行動：指定時間よりも早めに到着したための待ち時間等
- C. その他の時間調整等：高速道路の割引時間等に合わせるための調整時間等、その他の調整時間

荷主から無理な指示などになっている理由や背景など、本件に関するご意見等あれば自由に回答して下さい。

平成 27 年 8 月

トラックドライバー各位

厚生労働省
国土交通省

「トラック輸送状況の実態調査」ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

トラック運送事業の労働者は、総労働時間が長い実態にあり、これは時間指定配送など荷主都合による手待ち時間や、手積み手卸し作業などによって荷役時間が長時間化するなど、事業者のみの努力では改善が困難であることが要因であると指摘されています。

こうした長時間労働は、労働者の心身の健康に影響するだけでなく、昨今物流業界で大きな課題となっている労働力不足の一因ともなっています。

そこで、厚生労働省と国土交通省では、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」を設置し、対応策を講じていくことといたしました。

本調査は、荷主とトラック輸送状況の実態及び原因を都道府県ごとに明らかにし、今後の取引慣行の改善など、労働時間短縮のための対策検討に向けた基礎資料を収集することを目的に、厚生労働省、国土交通省が共同して実施するものです。

業務ご多用中のところ大変恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本調査の結果は統計的に処理し、具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、実態を正確にご記入下さい。

なお、本調査の実施につきましては、公益社団法人全日本トラック協会及び全国の都道府県トラック協会のご協力のもと実施いたしますことを申し添えます。

敬具

トラックドライバー記入用実態調査票への記入方法等について

- ①本調査は、手待ち時間や荷役時間など荷主とトラック輸送状況の実態を把握し、その改善に取り組もうとするものです。つきましては、長時間労働の実態を正確にご記入下さい。
- ②本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、くれぐれも実態を正確にご記入下さい。
- ③調査は、平成27年9月14日（月）～20日（日）までの連続7日分とします。各調査票（7日分）には左上に調査日を記しています。添付の「記入例」を参考に、その該当日の実態をご記入下さい。
- ④7日分の調査日の中で、ドライバーが「休日」の場合は、該当日の調査票に朱書きで「休日」とご記入下さい。
- ⑤仮に1日（0時～24時）の間に休息期間を挟んで始業が2回発生した場合は、調査票の日付の隣の「始業時間・終業時間・走行距離・集配箇所数・実車距離」は、元々の記入欄に最初の始業の運行を、その下の空欄に後の始業の運行を記入して下さい。同様に、右端の「始業から終業までの時間の合計」については、元々の記入欄に最初の始業の運行を、その右の空欄に後の始業の運行を記入して下さい。なお、本調査での「運行」とは「始業時間から終業時間」までとします。
- ⑥調査票に記入の際、書き損じ等が生じた場合は、予備の調査票（3枚同封）をご利用下さい。またそれでも不足の場合には、お手数ですが、カラーコピーをとって追加していただくようお願いします。
- ⑦ご回答いただいたドライバーの皆様には、謝礼として、後日、クオカード（1,000円分1枚）を贈呈いたします。
- ⑧この調査票は、「運転日報」をより詳しく記載するイメージのものです。普段は詳細に捉えていない（記入していない）内容につきましても、上記の調査期間中は、それぞれ詳しくご記入下さい。
- ⑨始業から終業までの間、「点検・点呼等」から「休憩時間」まで、必ずどこかの項目を埋め、抜けの時間がないように、ご注意下さい。
- ⑩調査票の中で、「荷主あるいは元請との間での荷役に対する書面化等の有無」、「荷役料金の収受の有無」、「高速道路を利用した場合の料金収受の有無」の回答は、ドライバーの方には判らない場合があると思われますので、運行管理者や配車担当者の方に確認の上、ご回答下さい。
- ⑪荷役等の作業した荷主名の記載について、荷主の具体名が書けない場合は、「A社物流センター」など仮称でも結構です。ただし、この7日間の調査票で、同じ荷主は同じ名称に統一してご記入下さい。また、別のドライバーが同一荷主の荷を扱う場合も、名称を統一していただくようお願いいたします。

■実態調査票の提出について

- ◆調査終了後、すみやかに調査票を管理者の方にご提出下さい。

以 上

トラック輸送状況の実態調査票

厚生労働省
国土交通省

【ご記入に当たって】

○本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、平成27年7月分の実態を正確にご記入下さい。

問1. 貴社の概要をご記入下さい。

貴社名			
住 所			
電話番号			
ご記入者名		お役職名	

問2. 貴社の保有車両台数をご記入下さい。

車両総重量	保有車両台数
普通(車両総重量5t未満)	台
中型(車両総重量5t以上11t未満)	台
大型(車両総重量11t以上)	台
トラクター	台
合 計	台

問3. 貴社のドライバー数を免許区分別にご記入下さい。

年齢	男性				女性			
	普通	中型※	大型	うち けん引	普通	中型※	大型	うち けん引
20歳未満	人	人	人	人	人	人	人	人
20歳～29歳	人	人	人	人	人	人	人	人
30歳～39歳	人	人	人	人	人	人	人	人
40歳～49歳	人	人	人	人	人	人	人	人
50歳～59歳	人	人	人	人	人	人	人	人
60歳以上	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人	人	人

※中型には、8t限定中型免許を含む。

※複数の免許を保有している場合（例、大型と中型）は、最上位の免許区分として下さい。

問4. 貴社のドライバーの労働時間についてご記入下さい。具体的には、平成27年7月分の実績から、各労働時間の項目が「最も長い運転者」及び「平均的な運転者」について該当する数値をそれぞれ記入して下さい。なお、「その運転者の勤務体系を、下表の選択肢から選び、番号を記入して下さい。※休息期間のみ、「最も短い運転者」の実態を記入して下さい。

労働時間の項目	最も長い運転者		平均的な運転者	
	具体的な時間	勤務体系	具体的な時間	勤務体系
1か月の拘束時間	時間		時間	
1日の拘束時間	時間		時間	
休息期間	※ 時間		時間	
1日の運転時間	時間		時間	
1週間の運転時間	時間		時間	
連続運転時間	時間		時間	
1日の手待ち時間	時間		時間	
1か月の総労働時間	時間		時間	
1か月の時間外労働時間	時間		時間	

勤務体系の選択肢	1. 長距離貨物輸送を担当
	2. 日帰り貨物輸送を担当
	3. 長距離及び日帰りの両方を担当

問5. 貴社のドライバーの過不足の状況について、該当すると思われる番号1つに○印をつけて下さい。

1. 不足している（具体的に不足している人数は何人ですか。_____人）
2. 不足していない
3. わからない、どちらともいえない

問6. ドライバーが不足している場合、どのような対応をとっていますか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。（複数回答可）

1. ドライバーの早出残業で対応している
2. ドライバーの休日出勤で対応している
3. 予備のドライバーで対応している
4. 事務職・管理職で対応している
5. 下請・傭車で対応している
6. 対応できず輸送を断っている
7. その他（具体的に _____）

問7. 荷主との取引関係について、それぞれおおよその割合をご回答下さい。複数の営業所をお持ちの場合は合わせて全体でご回答下さい。

内 訳		元請けとして 直接取引している 真の荷主数	下請けとして 入っている 元請け荷主数
		社	社
時間指定の有無	時間指定あり	%	%
	午前・午後の指定あり	%	%
	時間指定なし	%	%
	計	100%	100%
荷役作業の割合	手荷役	%	%
	パレット崩し手荷役	%	%
	フォークリフト荷役（ドライバーが作業）	%	%
	フォークリフト荷役（荷主側が作業）	%	%
	ローコンテナ荷役	%	%
	その他	%	%
	計	100%	100%
上記荷役作業以外の 付帯作業(※)の 割合	上記荷役作業以外の付帯作業あり	%	%
	上記荷役作業以外の付帯作業なし	%	%
	計	100%	100%
荷役作業、付帯作業 に対する 書面化の有無	書面化している	%	%
	口頭で依頼	%	%
	事前連絡なし	%	%
	計	100%	100%
荷役料金の 収受の有無	収受している	%	%
	収受していない	%	%
	計	100%	100%
車両留置料の 収受の有無	収受している	%	%
	収受していない	%	%
	計	100%	100%
高速道路料金の 収受の有無	収受している	%	%
	収受していない	%	%
	計	100%	100%
路上駐車 の発生の有無	発生している	%	%
	発生していない	%	%
	計	100%	100%

(※) 荷役作業以外の付帯作業とは、「棚入れ」「保管場所までの横持ち運搬」「資材、廃材等の回収」「商品仕分け」「検品」「納品場所の整理」「ラベル貼り」などします。

問8. 荷主企業に対して時間短縮（作業効率化）への協力を依頼したことがありますか。該当する番号全てに○印をつけ、協力を依頼した内容とその得られた程度、協力を依頼できなかった理由をそれぞれご記入下さい。

1. 真荷主に協力を依頼した

協力依頼の具体的内容：例；配送先の手待ち時間短縮、到着時間の変更など

上記について、約 %の協力を得られた

2. 元請け運送事業者に協力を依頼した

協力依頼の具体的内容：例；配送先の手待ち時間短縮、到着時間の変更など

上記について、約 %の協力を得られた

3. 協力依頼をしたいができない

協力依頼できない理由は何ですか。

4. 協力依頼をしたことはない

問9. 労働時間短縮に向けて必要な対応についてお聞きします。それぞれ該当する番号全てに○印をつけて下さい。（複数回答可）

（1）荷主側で必要と思われること

1. 荷役の機械化等による荷役時間の削減
2. 商慣行の改善（具体的に ）
3. 発注時刻の厳守・前倒し
4. 出荷時刻の厳守・後倒し
5. 出荷時刻の厳守・前倒し
6. 荷役作業の削減・解放
7. 配達先への配達指定時刻の延長・柔軟化
8. 配達先での手待ち時間の削減への口添え
9. 物流施設の拡充・整備
10. その他（具体的に ）

(2) トラック運送業界全体として必要と思われること

1. 発荷主へのPR
2. 着荷主へのPR
3. 契約の書面化の徹底
4. 適正運賃の収受
5. 荷役作業の削減・解放に向けた規格の統一
6. その他（具体的に

)

(3) 行政等への協力要請が必要と思われること

1. 関係行政間での連携強化
2. 荷主団体へのPR
3. 契約の書面化の徹底
4. 荷役作業の削減・解放に向けたパレット等規格の統一
5. 協力のない荷主に対する指導・警告
6. その他（具体的に

)

問 10. 長労働時間の実態や問題点、労働時間短縮に向けたお考えやご意見があれば、ご自由にご回答下さい。

ご協力ありがとうございました。

実態調査票への記入方法等について

- ◆ 今回の実態調査は、『事業者記入用』と『トラックドライバー記入用』の2種類です。
- ◆ どちらの調査とも、手待ち時間や荷役時間など荷主とトラック輸送状況の実態を把握し、その改善に取り組もうとするものです。つきましては、長時間労働の実態を正確にご記入下さい。
- ◆ 本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、くれぐれも実態を正確にご記入下さい。

事業者記入用のご回答について

- ① 事業者の責任者または運行管理者の方がご記入下さい。
- ② 平成27年7月分の実態を正確にご記入下さい。
- ③ ご回答いただいた事業者には、謝礼として、後日、クオカード（1,000円分1枚）を贈呈いたします。

トラックドライバー記入用のご回答について

- ① ご回答いただくドライバーを選定して下さい。ドライバーの人数は、同封したドライバー記入用実態調査票と同数として下さい。選定は、貴社のドライバーの運行実態の特徴を捉えることができるよう「地場」、「長距離」の割合など輸送実態に合わせ、平均的な労働時間のドライバー、長時間労働のドライバーなど、できる限り片寄りのないように選択していただきますようお願いします。
- ② 調査は、平成27年9月14日（月）～20日（日）までの連続7日分とします。各調査票（7日分）には左上に調査日を記しています。ドライバーには、添付の「記入例」を参考に、その該当日の実態をご記入いただくよう、ご指示下さい。
- ③ 7日分の調査日の中で、ドライバーが「休日」の場合は、該当日の調査票に朱書きで「休日」と記入していただくよう、ご指示下さい。
- ④ 仮に1日（0時～24時）の間に休息期間を挟んで始業が2回発生した場合は、調査票の日付の隣の「始業時間・終業時間・走行距離・集配箇所数・実車距離」は、元々の記入欄に最初の始業の運行を、その下の空欄に後の始業の運行を記入していただくよう、ご指示下さい。同様に、右端の「始業から終業までの時間の合計」については、元々の記入欄に最初の始業の運行を、その右の空欄に後の始業の運行を記入していただくよう、ご指示下さい。なお、本調査での「運行」とは「始業時間から終業時間」までとします。
- ⑤ 調査票に記入の際、書き損じ等が生じた場合は、予備の調査票（3枚同封）をご利用下さい。またそれでも不足の場合には、お手数ですが、カラーコピーをとって追加していただくようお願いします。

- ⑥ ご回答いただいたドライバーの皆様には、謝礼として、後日、クオカード（1,000 円分各 1 枚）を贈呈いたします。
- ⑦ トラックドライバー記入用の調査票は、「運転日報」をより詳しく記載するイメージのものです。普段は詳細に捉えていない（記入していない）内容につきましても、上記の調査期間中は、ドライバーの方々にそれぞれ詳しくご記入いただくよう、ご指示下さい。
- ⑧ 始業から終業までの間、「点検・点呼等」から「休憩時間」まで、必ずどこかの項目を埋め、抜けの時間がないように、ご注意下さい。
- ⑨ トラックドライバー記入用の調査票の中で、「荷主あるいは元請との間での荷役に対する書面化の有無」、「荷役料金の収受の有無」、「高速道路を利用した場合の料金収受の有無」の回答は、ドライバーには判らない場合があると思われますので、運行管理者や配車担当者の方もご協力の上、ご回答下さい。
- ⑩ 荷役等の作業があった荷主名の記載について、荷主の具体名が書けない場合は、「A 社物流センター」など仮称でも結構です。ただし、この 7 日間の調査票で、同じ荷主は同じ名称に統一してご記入いただくよう、ご指示下さい。また、別のドライバーが同一荷主の荷を扱う場合も、事業者を通して名称を統一していただくようお願いいたします。
- ⑪ お手数ですが、トラックドライバーの方が記入したあとで、管理者の方には、上記の荷主名など「記入内容のチェック」をお願いいたします。

■実態調査票の提出について

◆調査終了後、下記の調査票を同封の返信用封筒に入れてご返送下さい。

《返信用封筒に入れていただく調査票》

- ・事業者記入用 1 部
- ・トラックドライバー記入用 ご回答いただいた人数分（各一週間分の調査票）

◆ご返送の締め切り

平成 27 年 9 月 30 日（水）まで

■調査に関するお問い合わせ先

所属の都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。

（添付の都道府県トラック協会連絡先一覧をご参照下さい。）

以 上

都道府県トラック協会一覧

協会名	郵便番号	所在地	電話	ファックス
(公社)北海道トラック協会	〒064-0809	札幌市中央区南九条西 1-1-10	011-531-2215	011-521-5810
(公社)青森県トラック協会	〒030-0111	青森市大字荒川字品川 111-3	017-729-2000	017-729-2266
(公社)岩手県トラック協会	〒020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南 2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
(公社)宮城県トラック協会	〒984-0015	仙台市若林区卸町 5-8-3	022-238-2721	022-238-4336
(公社)秋田県トラック協会	〒011-0904	秋田市寺内蛭根 1-15-20	018-863-5331	018-863-7354
(公社)山形県トラック協会	〒990-0071	山形市流通センター4-1-20	023-633-2332	023-633-0989
(公社)福島県トラック協会	〒960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋 32	024-558-7755	024-558-7731
(一社)茨城県トラック協会	〒310-0851	水戸市千波町字千波山 2472-5	029-243-1422	029-243-5936
(一社)栃木県トラック協会	〒321-0169	宇都宮市八千代 1-5-12	028-658-2515	028-658-6929
(一社)群馬県トラック協会	〒379-2194	前橋市野中町 595	027-261-0244	027-261-7576
(一社)埼玉県トラック協会	〒330-8506	さいたま市大宮区北袋町 1-299-3	048-645-2771	048-644-8080
(一社)千葉県トラック協会	〒261-0002	千葉市美浜区新港 212-10	043-247-1131	043-246-7372
(一社)東京都トラック協会	〒160-0004	新宿区四谷 3-1-8	03-3359-6251	03-3359-4695
(一社)神奈川県トラック協会	〒222-8510	横浜市港北区新横浜 2-11-1	045-471-5511	045-471-9055
(一社)山梨県トラック協会	〒406-0034	笛吹市石和町唐柏 1000-7	055-262-5561	055-263-2036
(公社)新潟県トラック協会	〒950-0965	新潟市中央区新光町 6-4	025-285-1717	025-285-8455
(公社)長野県トラック協会	〒381-8556	長野市南長池 710-3	026-254-5151	026-254-5155
(一社)富山県トラック協会	〒939-2708	富山市婦中町島本郷1番地5	076-495-8800	076-495-1600
(一社)石川県トラック協会	〒920-0226	金沢市栗崎町 4-84-10	076-239-2511	076-239-2287
(一社)福井県トラック協会	〒918-8115	福井市別所町第 17 号 18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
(一社)岐阜県トラック協会	〒501-6133	岐阜市日置江 2648-2	058-279-3771	058-279-3773
(一社)静岡県トラック協会	〒422-8510	静岡市駿河区池田 126-4	054-283-1910	054-283-1917
(一社)愛知県トラック協会	〒467-8555	名古屋市瑞穂区新開町 12-6	052-871-1921	052-882-1685
(一社)三重県トラック協会	〒514-8515	津市桜橋 3-53-11	059-227-6767	059-225-2095
(一社)滋賀県トラック協会	〒524-0104	守山市木浜町 2298-4	077-585-8080	077-585-8015
(一社)京都府トラック協会	〒612-8418	京都市伏見区竹田向代町 48-3	075-671-3175	075-661-0062
(一社)大阪府トラック協会	〒536-0014	大阪市城東区鳴野西 2-11-2	06-6965-4000	06-6965-4019
(一社)兵庫県トラック協会	〒657-0043	神戸市灘区大石東町 2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
(公社)奈良県トラック協会	〒639-1037	大和郡山市額田部北町 981-6	0743-23-1200	0743-23-1212
(公社)和歌山県トラック協会	〒640-8404	和歌山市湊 1414	073-422-6771	073-422-6121
(一社)鳥取県トラック協会	〒680-0006	鳥取市丸山町 219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
(公社)島根県トラック協会	〒690-0001	松江市東朝日町 194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
(一社)岡山県トラック協会	〒700-8567	岡山市北区青江 1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
(公社)広島県トラック協会	〒732-0052	広島市東区光町 2-1-18	082-264-1501	082-261-2496
(一社)山口県トラック協会	〒753-0812	山口市宝町 2-84	083-922-0978	083-925-8070
(一社)徳島県トラック協会	〒770-0003	徳島市北田宮 2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
(一社)香川県トラック協会	〒760-0066	高松市福岡町 3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
(一社)愛媛県トラック協会	〒791-1114	松山市井門町 1081 番地 1	089-957-1069	089-993-5501
(一社)高知県トラック協会	〒780-8016	高知市南の丸町 5-17	088-832-3499	088-831-0630
(公社)福岡県トラック協会	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 1-18-8	092-451-7878	092-472-6439
(公社)佐賀県トラック協会	〒849-0921	佐賀市高木瀬西 3-1-20	0952-30-3456	0952-31-6441
(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131	長崎市松原町 2651-3	095-838-2281	095-839-8508
(公社)熊本県トラック協会	〒862-0901	熊本市東町 4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
(公社)大分県トラック協会	〒870-0905	大分市向原西 1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
(一社)宮崎県トラック協会	〒880-8519	宮崎市恒久 1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
(公社)鹿児島県トラック協会	〒891-0131	鹿児島市谷山港 2-4-15	099-261-1167	099-261-1169
(公社)沖縄県トラック協会	〒900-0001	那覇市港町 2-5-23	098-863-0280	098-863-3591